

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力を失つたことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和六年八月十五日

経済産業大臣 齋藤 健

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
○一二二〇一二	平成十年七月六日	令和六年六月十二日	質量計第一	東芝テック株式会社	東芝テック株式会社 静岡事業所